

公益社団法人 長崎県トラック協会
会長 馬場 邦彦 様

長崎市長 鈴木 史朗
(公印省略)

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく
規制区域（案）に係る説明会の開催について（御案内）

日頃より、長崎市政に対しご理解・ご協力いただきありがとうございます。

長崎市では、昭和 41 年に、宅地造成に伴う災害を防止するため、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域を指定し、宅地造成工事規制区域では、一定規模以上の宅地造成を行う際、災害を防止するための技術的基準に沿った施工が義務付けられ、工事を着手する前には許可が必要であり、宅地の安全性を一定確保してきたところです。

このような中、令和 3 年 7 月に、静岡県熱海市で土石流災害が発生したこと等を踏まえ、令和 4 年 5 月に宅地造成等規制法が抜本的に改正され、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、盛土規制法）が令和 5 年 5 月に施行されました。

法改正に伴い、令和 7 年 5 月に現行の宅地造成工事規制区域は効力を失うことから、盛土等に伴う災害から市民の生命・身体を守るため、盛土規制法に基づく規制区域の指定をすることとしております。

つきましては、規制区域（案）や規制内容等に関する説明会を下記のとおり実施いたしますので、会員の皆様へ周知していただきますようお願いいたします。

記

1. 開催日時・場所：別紙のとおり

※詳細を広報ながさき 8 月号や長崎市ホームページにも掲載しています

URL:<https://www.city.nagasaki.lg.jp/sumai/650000/655000/p042385.html>

2. その他

説明内容はいずれの会場も同じです。また、申込は不要です。直接会場へお越しく下さい。

3. 添付一覧

別紙：説明会開催日時・場所

別添 1：盛土規制法パンフレット（事業者向け）

別添 2：盛土規制法パンフレット（市民向け）

※パンフレットは国土交通省の

ホームページにも掲載されています



QR コード

【問い合わせ先】

長崎市 建築部 建築指導課

担当：藤野、村岡、池田

電話：095-829-1176

E-mail：kenchiku_shidou@city.nagasaki.lg.jp